

## 地域密着型サービスについて

### 地域密着型サービスの概要

#### 1. 地域密着型サービスとは

「地域密着型サービス」は、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加などを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるようにできる観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスを新たに類型化し、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うこととしたものである。

#### 2. 地域密着型サービスの仕組み

##### (1) 所在市町村の住民のみが保険給付の対象

地域密着型サービスについては、市町村（保険者）が事業者指定を行い、原則として、当該市町村の住民（被保険者）のみが保険給付の対象となる。

\* 事業所が所在する保険者（A市）の同意があった場合には、他の保険者（B市）も同事業所を指定でき、B市の住民も同事業所を利用できる仕組みになっている。

##### (2) 地域単位での適切なサービス基盤整備が可能

入所系・居住系サービスについては、日常生活圏域ごとの利用定員総数を介護保険事業計画に定め、これを超える場合には、指定をしないことができる。

市町村が指定及び指導・監督を行うこととなるため、市町村が主体となり適切な運営を確保することが可能となる。

( 3 ) 地域の実情に応じた報酬・基準の設定が可能

厚生労働大臣が報酬及び基準を定めるが、市町村（保険者）が一定の範囲内で変更することが可能となっている。

( 4 ) 公正かつ透明な仕組みとサービスの質の確保

事業所の指定等又は指定基準等の変更を行う場合には、地域密着型サービス運営推進会議（仮称）の意見等を聞くなどし、公正かつ透明な制度運営を確保できるようにしている。

市町村による事業者の指定及び指導監査についても、「サービスの質の確保」を重視し、適正な審査及び適切な指導監査・情報公開の促進を行う。なお、他のサービス類型と同様、指定の更新制も設けられている。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)事業申請者

番号	法人名・所在地	事業所名称 (仮称)	新・改築	事業実施予定地			土地所有権利 形態	土地・建物現況	他地区事業展開
				地番	都市計画 区域	農業振興 地域			
1	(株)メディカルコー ポレーション  西春日井郡豊山町	グループホーム 豊山の憩	新築	豊山町大字豊場 字流川22番地	市街化	—	借地	介護付有料老人ホーム「豊山の憩」 「ひだかの憩」「大里の憩」  認知症グループホーム「ケアネット ホーム尾頭橋」「グループホーム大 里の憩」	